

## 最近の判例から (15)

# 「本人確認情報」制度に関し 虚偽情報提供罪が適用された事例

(大阪地判 平17・12・21 ホームページ下級裁主要判決情報) 金子 寛司

司法書士である被告人が、依頼者と共謀して痴呆状態にある土地の所有者に無断で、所有権移転登記を経由するため、本人名義の委任状や「登記原因証明情報」を偽造・行使し、登記官に虚偽の「本人確認情報」を提供した事案において、専門家としての司法書士の職業倫理に甚だしく背き、不動産登記法の改正により新設された制度を早くも悪用したなどと指摘して、懲役1年2カ月の実刑判決が言い渡された事例（大阪地裁 平成17年12月21日判決 ホームページ下級裁主要判決情報）

## 1 事案の概要

不動産登記等の申請等の代理を業とする司法書士Yは、共謀者であるBが、その実父Aが高度の痴呆であるため、事理の弁識が極めて困難な状態に陥っていたことを利用し、Aが所有する土地を無断でC株式会社に売却しようと企てていたことから、Bの依頼により、売却に伴う所有権移転申請に必要なA名義の関係書類を偽造・行使するとともに登記官に虚偽の本人確認情報を提供しようと企てた。

Y、B及び媒介業者Dの代表取締役Eは共謀の上、平成17年5月、Aが入院中のF病院の病室において、Aの右手にボールペンを握らせたうえ、BがAの右手を取り、所有権登記名義人住所変更の登記申請に関する一切の件等をG司法書士に委任する旨の委任状用紙及び本件登記申請に関する一切の件等をYに委任する旨の委任状用紙の委任者欄並びに

「登記原因証明情報」と題する書面の売主欄にそれぞれ「A」と勝手に署名するとともに、その名の横にAの印鑑を無断で押印し、それらの書類各1通を偽造した。

そして、Aは意志能力を欠いていたため、本件登記申請において権限を有する登記名義人であることを確認できなかったにもかかわらず、「本人確認情報」と題する書面中では、Aは、自己の住所・氏名・年齢・干支等について正確に回答したこと、権利取得原因及び本件土地に関する周辺情報に関するAの回答にも特段の疑うべき事情がなかったこと、その他Aが登記名義人であることに疑義を生じる事情などは存在しなかったことなど虚偽の情報を記載し、事情を知らないG司法書士らを介して、同書面を前記の委任状等3通の偽造書類及びその他の登記関係書類と一括して大阪法務局H出張所に提出し、登記官に対して虚偽の本人確認情報を提供した。

## 2 判決の要旨

裁判所は次のような判断を示し、Yに1年2カ月の実刑判決を言い渡した（検察官求刑－1年6カ月）。

(1) 犯行に至る経緯・動機をみると、Yは、Aが高度の痴呆のため自己の財産を処分する能力を失っていることを十分に認識していたのであり、その安易かつ利欲的な動機には何ら酌むべきものを見出し得ない。また、YがBに指示して、Aに無理やり偽造

文書に署名させた手口は極めて強引かつ悪質である。その上Yは、司法書士等資格を有する専門家のみが作成権限を有し、制度上その記載内容の真実性が厳格に要求される「本人確認情報」にまで明らかな虚偽情報を記載して、Bの企みに大きな寄与を行っているのであって、Yが本件犯行において果たした役割は非常に重要なものであったと評価できる。

- (2) 本件土地は、Aの意思に基づくことなく1億円で勝手に売却され、その旨の所有権移転登記、抵当権設定登記まで経由されている。近時Aが死亡し、本件売却処分等とは大きく異なる内容の遺言書も発見されていることから、民事上の法律関係は甚だ複雑なものとなっていることは明らかであり、本件犯行がもたらした実質的被害は計り知れないものがある。
- (3) Yは、司法書士という法律専門家としての地位にあったにもかかわらず、その職業倫理に甚だしく背いて本件の如き悪質な犯罪に加担し、積極的にこれを遂行するに至った。ことに、「有資格者による本人確認情報提供制度」を悪用し、共犯者と自己の不法な利益獲得手段としてこれを用いるに至った行為は、これまで多くの司法書士が長年にわたり積み重ねてきた地道な努力に対する冒瀆であるだけでなく、ひいては、司法書士等に対する社会的信頼を基盤として設計された新しい本人確認制度の妥当性・合理性そのものを突き崩し兼ねない可能性もある。
- (4) 以上のような諸般の事情を総合勘案すると、Yが当公判廷で一応の反省を述べていること、本件犯行による利益相当額の贖罪寄付をしていること、Yには前科がないことなどYのために酌むべき事情を考慮しても、懲役1年2カ月の実刑は免れない。

### 3 まとめ

本件は、刑事事件であるが、判決の中で、「昨今、我が国では、高度の専門知識と責務を有する専門家が、目先の利益を追い求める余り、その職責を放棄し、その専門家の立場を悪用した振る舞いに及んだ結果、一般市民に多大の損害を与え、その専門的職種そのものに対する一般市民の信頼をも失墜させるに至っているような事態が相次いでいる」との厳しい指摘を行っている。本件の媒介業者(D又はE)の責任については判決では不明であるが、不動産取引の専門家である宅建業者としても注意すべき事例と思われる。